

令和4年12月16日
四国電力株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る 電気料金の負担軽減措置の実施について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の負担軽減措置を実施するにあたり、本年12月7日、国の認可が必要となる規制料金について、経済産業大臣に認可申請しておりましたが（12月7日お知らせ済み）、本日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

これを受け、当社は、国の認可を必要としない自由料金も含め、低圧供給および高圧供給のすべてのお客さまを対象に、電気料金の負担軽減措置を実施いたします。

当社といたしましては、お客さまのご負担軽減に繋がられるよう、同事業の実施に適切に対応してまいります。

<電気料金の負担軽減措置の概要>

対象となるお客さま	低圧供給および高圧供給のすべてのお客さま
適用時期	2023年2月分～10月分の電気料金 〔 低圧供給のお客さま：2023年1月使用分～9月使用分の電気料金 高圧供給のお客さま：2023年2月使用分～10月使用分の電気料金 〕
内容	各月の燃料費調整単価から、以下の単価を割引いたします。 (2023年2月分～9月分) 低圧供給：▲7.00円/kWh、高圧供給：▲3.50円/kWh (2023年10月分) 低圧供給：▲3.50円/kWh、高圧供給：▲1.80円/kWh
その他	本措置の適用を受けるためのお客さまの手続きは必要ありません。

<当社ホームページでのお知らせ>

本日より、当社ホームページにて、今回の負担軽減措置による割引内容の確認方法やモデルケースにおける割引額などを掲載いたします。

URL : https://www.yonden.co.jp/publish/page_25.html

以上